

2015年（平成27年）3月27日

株式会社ベルカディア
代表取締役 辰 野

勇 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理 事 長 山 崎 省 吾

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 もてぎ司法書士事務所

司法書士 茂木 昌子

TEL : 078 - 371 - 1721

FAX : 078 - 371 - 1712



質 問 書

当法人から貴社に対し、平成26年7月30日付申入書において、貴社が提供する募集型企画旅行契約につき、「同意書」への署名を求める貴社の行為の中止等を申し入れましたが、貴社は、2015年(平成27年)1月14日付「再申入書に対するご回答」（以下、「再回答書」とします）でも、同意書への署名を求める対応を維持する姿勢を変えていません。

そこで、「同意書」に関する貴社の法的見解を明らかにしていただきたく、以下の質問に対する御回答を、本書面到達後1カ月以内に、文書にて当法人連絡先事務所までご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

1. 貴社は、標準旅行業約款に基づき営業をしていますが、標準旅行業約款には、貴社が徴求する書式のような「同意書」を旅行者に対して書かせることを認める条項は見当たりません。
- (1) 貴社においては、「同意書」の要求は、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部（以下、単に「標準約款」とします）の各条項に照らして、どのような根拠条文に基づき、どのような解釈により正当化されるものであるとお考えなのでしょうか。

(2) 貴社においては、旅行契約の成立時期を、旅行者が「同意書」に署名をした時と考えているのか、旅行者から申込金を受理した時と考えているのか、いずれでしょうか。

2. 旅行者が「同意書」への署名を拒否した場合の、貴社の対応について、お伺いします。

- (1) これまで、「同意書」への署名を拒否した旅行者はいましたか。「同意書」への署名を行わなかった旅行者を、貴社主催の企画旅行に参加させましたか。
- (2) 今後、「同意書」への署名を拒否する旅行者が出た場合、その旅行者に対して、どのような対応をとるのでしょうか。

3. 貴社再回答書第1項で新たな同意書文面が提案されていますが、

- (1) 提案文には、「私は、M.O.C.のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、…全て自己責任とすることに同意します。」とあります。この文言からは、貴社において、旅行者に対し、M.O.C.のイベントに付随する危険を十分に説明することが前提となっているように読めますが、そのような理解でよろしいでしょうか。
- (2) 提案文の但書により、標準約款第28条の特別補償請求権は放棄されない旨が明示されるとの説明をいただきましたが、標準約款第29条の旅程保証にかかる財産上の損害填補を求める請求権については、どのようにお考えでしょうか。
- (3) 「同意書」への署名によって放棄されることが想定されている「貴社に対する責任追及」にいう「責任」、あるいは、旅行者が「全て自己責任とする」ことが想定されている当該「責任」とは、結局、何であるのか、貴社のお考えをご教示ください。

4. 貴社再回答書第2項の回答では、「ホームページ上の申込については」と限定されています。

- (1) 回答で例示されている同意欄のクリックがあった場合、その旅行者に対しては、「同意書」への署名を求めないのでしょうか。
- (2) 店頭や電話申込等、ホームページ以外の方法による申込みをした旅行者に対しては、どのような対応を考えているのでしょうか。

5. 貴社再回答書1項では、「現行の同意書の記載内容を変更いたします。」と回答いただきましたが、記載内容は既に変更されましたか。変更した時期は、いつからでしょうか。

以 上